

厚生労働科学研究費補助金（認知症政策研究事業）

分担研究報告書

市町村による独居認知症高齢者の行方不明対策に関する研究

研究分担者 菊地和則 東京都健康長寿医療センター研究所・研究員
研究協力者 池内朋子 東京都健康長寿医療センター研究所・研究員
研究代表者 栗田主一 東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター・
センター長／社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京セ
ンター・センター長

研究要旨

我が国の認知症による行方不明者数は年々増加し、2023年には19,039人に達している。行方不明対策は警察と市町村が両輪となっているが、前者が関係法令に則って対応しているのに対して、後者は独自に対策を講じている。そのため、市町村により行方不明対策には大きな差がある。しかし、行方不明対策に独居と同居による区別があるわけではない。そのため独居独自の対策の必要性については明らかになっていない。そこで487市町村に22項目の行方不明対策を提示し、独居の場合の必要性を聞いた。因子分析の結果、連携、事前合意、SOSネットワーク、ICTによる問題解決、行方不明対応の文書化の5因子が抽出され、独居認知症高齢者の行方不明対策の枠組みが明らかとなった。

A. 研究目的

我が国の認知症による行方不明者数は年々増加し、2023年には19,039人に達している¹⁾。行方不明対策は警察と市町村が両輪となって行われているが、前者が関係法令に則って対応しているのに対して、後者は独自に対策を講じている。そのため、市町村により行方不明対策には大きな差がある。しかし、行方不明対策に独居と同居による区別があるわけではない。そのため独居独自の対策の必要性については明らかになっていない。本研究は独居認知症高齢者が行方不明になった時に必要とされる市町

村の対応の枠組みを明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

全市町村1741カ所（特別区を含む）を対象とした郵送調査を2020年9月に実施した。先行研究で使用された市町村の行方不明対策20項目を参考に²⁾、22項目を作成した（表1参照）。そして独居認知症高齢者が行方不明になった時、その対策の必要性について、「必要ではない：1点」～「絶対に必要である：6点」の6件法で聞いた。分析に用いた変数に欠損値の無い

487 市町村を対象として記述統計及び因子分析を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は東京都健康長寿医療センター倫理委員会の承認を受けて実施した(R21-39)。

C. 研究結果

1) 記述統計 (表 1 参照)

平均点が高かったのは「警察との情報共有や連携 (5.01 点)」, 「地域住民による見守り (4.90 点)」, 「認知症の人が暮らしやすい (外出しやすい) まち作り (4.73 点)」, 「家族・親族との連絡体制 (4.53 点)」であった。

平均点が低かったのは「認知症による行方不明に関する条例の制定 (2.76 点)」, 「認知症による行方不明に関する要綱・要領の制定 (3.15 点)」, 「行方不明になったことを早期に把握するための ICT を活用した見守り機器の開発 (3.35 点)」, 「行方不明になった時に居場所を確認するための ICT を活用した検索機器の開発 (3.42 点)」であった。

2) 因子分析 (表 1 参照)

因子分析の結果, 下記の 5 因子が抽出され, 次のように命名した。

第 1 因子: 連携

第 2 因子: 事前合意

第 3 因子: SOS ネットワーク

第 4 因子: ICT による問題解決

第 5 因子: 行方不明対応の文書化

D. 考察

記述統計で点数が最も高かったのは「警

察との情報共有や連携」であったが, 行方不明対応においては警察との連携が前提となるため妥当な結果といえる。以下, 「地域住民による見守り」, 「認知症の人が暮らしやすい (外出しやすい) まち作り」の点数が高かったが, これらは市町村・地域包括支援センターなどによる見守りには限界があり, 地域全体で対応する必要があることを示している。また独居であっても別居の家族・親族がいる場合があり, 「家族・親族との連絡体制」の構築の必要があると判断したのだろう。

逆に得点が低かったのは「認知症による行方不明に関する条例の制定」と「認知症による行方不明に関する要綱・要領の制定」であった。本項目では独居の場合の必要性を聞いているが, これらについては独居と同居を区別する意味が無いため, 得点が低かったと考えられる。

次に得点が低かったのは「行方不明になったことを早期に把握するための ICT を活用した見守り機器の開発」, 「行方不明になった時に居場所を確認するための ICT を活用した検索機器の開発」であった。ICT を活用した行方不明対応は今後, 益々重要になってくると考えられるが, 独居の場合, ICT 機器を使いこなせないと考えたため, 得点が低くなったと思われる。

因子分析において 5 因子が抽出された。第 1 因子の連携には 9 項目が含まれたが, その内容を見ると実施が比較的容易なものから難しいものが含まれている。例えば, 「行方不明の恐れのある独居認知症高齢者の事例検討会等の開催」などはケアマネジャーやサービス担当者, 地域包括支援センターなどに開催する意思があれば比較的容

易に実施できるだろう。それに対して「行方不明かもしれない高齢者への住民による声掛け訓練等の実施」は、長年に渡る地域住民への働きかけや理解があつて初めて実施できるものであり、一朝一夕にできるものではない。

第2因子は事前合意であつた。先行研究から行方不明対応は初動捜索が重要であり、行方不明から発見までの時間が長くなるほど死亡するリスクが高くなることがしめされている。そのため、行方不明が確認された場合は遅滞なく捜索を開始する必要がある。そのためにも関係機関・関係者と行方不明時にどのように行動するかを事前に決めておくことは重要である。

第3因子はSOSネットワークであつた。行方不明対応は地域の様々な機関・関係者の協力が必要になる。多くの市町村ではSOSネットワーク（名称は市町村により様々である）という形で行方不明対策が講じられる。これは地域の関係機関・関係者によるネットワークの必要性を示していると考えられる。

第4因子はICTによる問題解決であつた。我が国は少子高齢化により、地域で見守りをする人も高齢化してくる。そのためICTの活用は今後、重要になっていくだろう。しかし、記述統計では、その必要性は低いと判断されていた。それは独居の認知症の場合、ICT機器を上手く使えないという判断があるのだろう。しかしICT機器は日進月歩であり、遠からず独居でも使用できるICT機器が開発されるだろう。

第5因子は行方不明対応の文書化であつた。市町村が施策を実施するためには、文書化された根拠が必要になる。しかし、文

書化された根拠に独居と同居の区別は必要ないため、記述統計では点数が低かつたのだろう。

E. 結論

行方不明対策に独居と同居の区別は無いため、独居独自の対策の必要性については明らかになっていなかった。しかし、本研究により、市町村の独居認知症高齢者の行方不明対策の枠組みが明らかとなった。

市町村の対策の進捗状況に合わせて、まだ対策が進んでいない場合は比較的容易なことから、対策が進んでいる場合は、より難易度の高い対策に取り組んでいくことが求められる。

F. 研究発表

1. 論文発表

Kikuchi K, Ooguchi T, Ikeuchi T, Awata S. An exploratory study on municipal measures for preventing and addressing incidents of missing older persons with dementia living alone in Japan, *Psychogeriatrics*, 25(3), e70022, 2025.

2. 学会発表

菊地和則，池内朋子，栗田主一，認知症高齢者の行方不明者数推計に関する研究，第66回日本老年医学会学術集会，2024.6.13-15. 名古屋.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3.その他

該当なし

Reference

1) 警察庁生活安全局人身安全・少年課，
令和5年における行方不明者の状況，
2024. URL :
https://www.npa.go.jp/safetylife/seia_nki/fumei/R05yukuefumeisha.pdf

2) 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療
センター，高齢者の権利擁護における
基礎自治体での相談体制・事後対応の
実態把握等に関する調査研究事業報告
書，2019. URL :
https://www.tmghig.jp/research/info/cms_upload/e110e97bfdba1024170a92c0b0c985d2_1.pdf

表1. 平均値, 標準偏差, 因子分析の結果							
	平均値	標準偏差	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子
			連携	事前合意	SOSネット ワーク	ICTによる問 題解決	行方不明対 応の文書化
行方不明かもしれない高齢者への住民による声掛け訓練等の実施	3.79	0.97	.594	.116	.201	.076	.223
行方不明の恐れのある独居認知症高齢者の事例検討会等の開催	3.65	0.85	.571	.212	.179	.049	.239
マンションなどの管理組合との連携	3.57	1.17	.530	.154	.193	.117	.211
町内会・自治会などとの連携	4.46	0.90	.505	.473	.250	.089	-.013
行方不明対策に認知症高齢者本人の参画を得ること	3.65	0.94	.470	.213	.163	.154	.302
認知症の人が暮らしやすい（外出しやすい）まち作り	4.73	0.91	.461	.326	.341	.102	-.013
他自治体との広域連携	3.97	1.02	.457	.183	.226	.149	.214
誰が警察に行方不明者届を出すか決めておくこと	3.57	1.02	.435	.275	.088	.078	.429
成年後見人等の選任	3.72	0.89	.434	.234	.047	.101	.221
関係機関との間で個人情報の授受を円滑に行える仕組み	4.30	0.88	.162	.694	.211	.148	.253
行方不明の恐れのある高齢者の把握	4.32	0.86	.234	.606	.215	.084	.200
家族・親族との連絡体制	4.53	0.96	.354	.531	.153	.112	.097
行方不明になって発見された時の対応を決めておくこと	4.00	0.94	.247	.529	.170	.057	.452
警察との情報共有や連携	5.01	0.86	.184	.482	.396	.079	-.008
SOSネットワーク等による見守り	4.36	0.96	.238	.199	.838	.104	.185
SOSネットワーク等を機能するようにすること	4.44	0.96	.208	.256	.781	.135	.193
SOSネットワーク等への本人の登録	4.17	1.04	.219	.219	.624	.061	.251
地域住民による見守り	4.90	0.87	.322	.396	.416	.064	-.177
行方不明になった時に居場所を確認するためのICTを活用した搜索機器の開発	3.42	1.18	.150	.156	.115	.934	.117
行方不明になったことを早期に把握するためのICTを活用した見守り機器の開発	3.35	1.17	.176	.111	.119	.915	.109
認知症による行方不明に関する要綱・要領の制定	3.15	1.00	.188	.081	.187	.109	.627
認知症による行方不明に関する条例の制定	2.76	0.94	.263	.078	.067	.065	.597
固有値			8.275	1.699	1.536	1.220	1.094
寄与率 (%)			13.390	11.928	11.901	8.702	8.088
累積寄与率 (%)			13.390	25.318	37.219	45.921	54.009
1：必要ではない, 2：どちらかというと必要ではない, 3：どちらかというと必要である, 4：必要である, 5：とても必要である, 6：絶対に必要である							
ICT: Information and communication technology							
因子抽出法: 主因子法							
回転法: カイザー正規化によるバリマックス回転							